

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行						
別表					別表						
1・2〔略〕					1・2〔略〕						
3 建築・都市計画・土木関係					3 建築・都市計画・土木関係						
番号	事務	名称	額	徴収時期	番号	事務	名称	額	徴収時期		
1 ～ 31	〔略〕				1 ～ 31	〔略〕					
<u>31</u> <u>の2</u>	建築基準法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内の建築物の建蔽率又は壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 60,000円	1 許可申請のとき。	〔新設〕						
	建築基準法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 60,000円	1 許可申請のとき。		〔新設〕					
	建築基準法第60条の3第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内の建築物の容積率及び建築面積に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 60,000円	1 許可申請のとき。			<u>31</u> <u>の2</u>	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
	建築基準法第60条の3第2項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用	特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用	1件につき 60,000円	1 許可申請のとき。			<u>31</u> <u>の3</u>	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

	除外に係る許可の申請に対する審査	用除外に係る許可申請手数料							
32 ~ 86	〔略〕				32 ~ 86	〔略〕			
備考 〔略〕					備考 〔略〕				

付 則

この条例は、公布の日から施行する。